

担当	福島労働局労働基準部健康安全課
	課長 秋元篤史
	産業安全専門官 松野正佳
	電話 024-536-4603 (直通)

福島労働局長が安全パトロールを行います

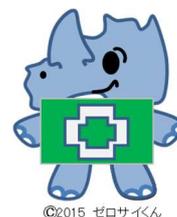
- 7月から全国安全週間です -

今般、福島労働局（局長 森戸和美）は、全国安全週間の取組の一環として、下記の工事現場について、安全パトロールを実施することとし、作業従事者に直接労働災害防止の呼びかけを行うこととしております。

安全パトロールには、発注者である国土交通省東北地方整備局福島河川国道事務所の小浪所長、建設業の労働災害防止団体である建設業労働災害防止協会福島県支部の佐藤副支部長、本件工事現場の管轄署である福島労働基準監督署の水野署長らが同行します。

安全パトロールでは、橋桁の架設作業における安全対策 熱中症予防対策等健康確保対策等の実施状況などを確認します。

日時 平成30年6月25日（月） 午前9時45分から
場所 東北中央自動車道桑折高架橋赤坂地区上部工工事
（伊達郡桑折町大字成田字新宿20-1）
発注者 国土交通省 東北地方整備局 福島河川国道事務所
施工者 株式会社 IHIインフラシステム
電話 024-597-8781



< 参 考 >

平成30年度全国安全週間（リーフレット参照）

「新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理 惜しまぬ努力で築くゼロ災」をスローガンとし、今年で91回目、6月が準備期間、7月1日から7月7日までが本週間です。

取材（現地）に当たってのお願い

- (1) パトロールの取材に際しては、保護帽（ヘルメット）の着用をお願いします。（現地でも準備しますが、お持ちの方は持参願います。）
- (2) 現地では、福島労働局健康安全課長（秋元篤史）が取材対応します。
当日の連絡先 福島労働局健康安全課長携帯 090-3361-0328
- (3) 工事現場の入場等については、工事担当者の指示に従って取材をお願いします。
- (4) 入場人数把握のため、6月21日(木)正午までに別紙によりご連絡願います。
- (5) 駐車場及び開始時の集合場所は、別添現地案内図のとおりです。

第91回 全国安全週間

期 間：平成30年7月1日(日)～7日(土)

【準備期間：平成30年6月1日(金)～30日(土)】

(スローガン)

あら してん しょくば そうい くふう あんぜんかんり
新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全管理
お どりよく ぎず さい
惜しまぬ努力で築くゼロ災

全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という崇高な基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で91回目を迎えます。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的に減少し、平成29年の労働災害については、死亡災害は3年連続で1,000人を下回りました。

しかしながら、死亡災害と休業4日以上之死傷災害は前年より増加しました。第13次労働災害防止計画が平成30年度を初年度として新たに展開されていることを踏まえ、働く方一人一人がかけがえのない存在であり、各事業場で一人の被災者も出さないという基本理念の下、日々の仕事が安全なものとなるよう、不断の努力が必要です。

こうした状況を踏まえ、皆様の職場におきましても、従来から取り組んでいる安全活動に新たな視点を取り入れるとともに、創意工夫され、労働災害防止のための努力を惜しまないことで、安全な職場環境を形成していただくようお願いします。

主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「平成30年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。

①安全衛生生活活動の推進

ア. 安全衛生管理体制の確立

- (ア) 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備 (イ) 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
- (ウ) 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

イ. 職業生活における安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

- (ア) 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
- (イ) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足 (ウ) 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
- (エ) 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

ウ. 自主的な安全衛生活動の促進

- (ア) 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- (イ) 職場巡視、4 S 活動 (整理、整頓、清掃、清潔)、K Y (危険予知) 活動、ヒヤリ・ハット等の日常的な安全活動の充実・活性化

エ. リスクアセスメントの普及促進

- (ア) リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善 (イ) SDS (安全データシート) 等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進 (「ラベルでアクション」の取組の推進)

オ. その他の取組

- (ア) 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承 (イ) 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の充実

②業種の特性に応じた労働災害防止対策

ア. 建設業における労働災害防止対策

- (ア) 一般的事項
 - a 足場等からの墜落・転落防止対策の実施、手すり先行工法の積極的な採用、ハーネス型安全帯の積極的な使用
 - b 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施 c 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - d 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (イ) 東日本大震災及び平成 28 年熊本地震に伴う復旧・復興工事の労働災害防止対策
 - a 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - b 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置

イ. 製造業における労働災害防止対策

- (ア) 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施 (イ) 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施 (ウ) 鉄鋼業等の装置産業の事業場における老朽化設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

ウ. 林業の労働災害防止対策

- (ア) チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
- (イ) 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

エ. 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策

- (ア) 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用の実施 (イ) 積みおろしに配慮した積み付け等による荷崩れ防止対策の実施
- (ウ) 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施 (エ) トラックの逸走防止措置の実施
- (オ) トラック後退時の後方確認、立ち入り制限の実施

オ. 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- (ア) 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析 (イ) 経営トップの意向を踏まえた安全衛生方針の作成、周知
- (ウ) 職場点検、4 S 活動 (整理、整頓、清掃、清潔)、K Y (危険予知) 活動、危険の「見える化」、ヒヤリ・ハット活動等の安全活動の活性化
- (エ) 安全衛生担当者の配置、安全衛生教育の実施、安全意識の啓発

③業種横断的な労働災害防止対策

ア. 転倒災害防止対策 (STOP! 転倒災害プロジェクト)

- (ア) 作業通路における段差や凹凸、突起物、継ぎ目等の解消 (イ) 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
- (ウ) 危険箇所の表示等の危険の「見える化」の実施

イ. 交通労働災害防止対策

- (ア) 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施 (イ) 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
- (ウ) 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
- (エ) 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

ウ. 非正規雇用労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

- (ア) 雇入れ時教育の徹底・内容の充実 (イ) 非正規雇用労働者、技能実習生等の外国人労働者を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- (ウ) 派遣労働者における派遣元・派遣先責任者間の連絡調整の実施 (エ) 高齢労働者に配慮した職場改善の実施

エ. 熱中症予防対策 (STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン)

- (ア) WBGT 値 (暑さ指数) による適正な作業環境管理、作業管理の実施
- (イ) 計画的な熱への順化期間 (熱に慣れ、その環境に適応する期間) の設定 (ウ) 自覚症状の有無にかかわらず水分・塩分の積極的摂取
- (エ) 熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾患 (糖尿病等) を踏まえた健康管理 (オ) 熱中症予防に関する教育の実施

職場の安全、全国安全週間に関する情報はこちらでも発信しています!

厚生労働省	http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzen.html	厚生労働省 安全衛生	検索
中央労働災害防止協会	http://www.jisha.or.jp/campaign/anzen/index.html	中央労働災害防止協会 安全週間	検索
あんぜんプロジェクト	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzenproject/	あんぜんプロジェクト	検索
職場のあんぜんサイト	http://anzeninfo.mhlw.go.jp/	職場のあんぜんサイト	検索

詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

東北中央自動車道 桑折高架橋赤坂地区上部工工事

現場事務所 所在地

〒969-1652

福島県伊達郡桑折町大字成田字新宿20-1

TEL 024-597-8781 FAX 024-597-8782

株式会社IHIインフラシステム

桑折高架橋 現場事務所

-現地案内図-



-福島市街方面よりのルート-

福島市街 国道4号線 4号伊達交差点左折 JA福島前交差点(国道399号)
0.2km
JA福島前交差点右折 県道国見福島線(県道353号) (株)IHIインフラシステム現場事務所
1.3km

国道4号線の伊達交差点を左折し国道399号のJA福島前交差点を右折すると県道国見福島線に入ります。県道を直進し工事中の桑折高架橋に至ると県道沿い右側に現場事務所を設置しています。

集合場所は、上記案内図の「IHI現場事務所」です。開始時間が9時45分ですので、その前までにお集まりください。

駐車場は、上記案内図の「IHI現場事務所」の前にあります。

【 出席連絡票 】

FAX 024 - 535 - 5755

福島労働局労働基準部健康安全課 松野 あて

報道機関名	氏名

ご担当者 _____

ご連絡先 () _____

現場入場数把握のために、6月21日(木)正午までに FAX にてご連絡ください。